

財団法人ふくしま市町村建設支援機構 旅費及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人ふくしま市町村建設支援機構（以下「支援機構」という。）の役員、評議員、職員及び職員以外の者（以下「役職員等」という。）の受ける旅費及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(役職員等の旅費)

第2条 役職員等に支給する旅費の額は、福島県旅費条例（昭和28年7月福島県条例第24号）の例によることとし、日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1の「知事等以外の職務にある者」に支給する額とする。

(旅費の額の例外)

第3条 前条の規定にかかわらず、役職員等（理事長が指定する者を除く。）については、県内旅行に係る日当については、支給しないものとする。

2 自家用自動車利用による場合の陸路の路程計算方法は、走行距離によることとする。

3 職員が工事の調査、測量又は現場監督のため長期にわたり旅行を命ぜられた場合において支給する日当及び宿泊料等の額は、理事長が定める。

(旅費の支給方法)

第4条 この規程に基づく旅費及び費用弁償の支給方法については、福島県職員の例による。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日議決）

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日議決）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日議決）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。